荷卸し立会い相互確認!

私たちは荷卸し立会いを徹底します

1 納品書

CHECK!

納品書

- 届け先・油種・数量の相互確認

2 荷卸し前タンク在庫量・荷卸し数量・油種の確認

CHECK!

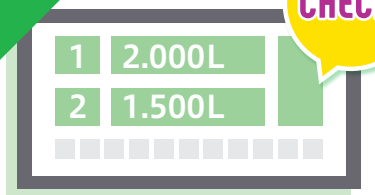

荷卸し前タンク在庫量・荷卸し数量・油種の確認

- 地下タンク在庫量・空間容量を相互確認
- 立会者が、受入れタンク番号・油種・荷卸し数量指示

3 荷卸し順序

CHECK!

荷卸し順序

- 荷卸し順序を双方で打ち合わせ、決定
- 配管内の残油を確認・回収

4 注油口(油種・数量)とホースの結合(緊結)状況

CHECK!

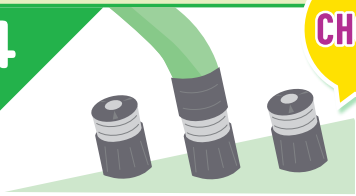

注油口(油種・数量)とホースの結合(緊結)状況

- 立会者が注油口蓋の取り外し、注油口パッキンの状態を確認
- 荷卸しタンクごとに注油口のタンク番号、油種、ホースの結合(緊結)状況を相互確認
- 立会者が注油口蓋を取り付け

5 荷卸し後タンク在庫量

CHECK!

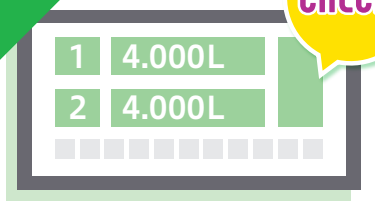

荷卸し後タンク在庫量

- 地下タンク在庫をきちんと検量し、相互で数量確認

6 受領書・荷卸し確認書

CHECK!

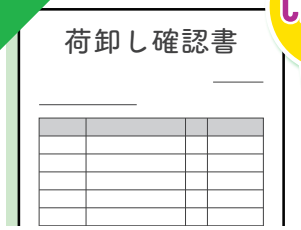

受領書・荷卸し確認書

- 受領書・荷卸し確認書の内容を相互に確認

ローリー荷卸し時における**立会者の相互確認は消防法で定められている義務**です。

主催：石油連盟 Fuel+ 全石連 JTA 公益社団法人 全日本トラック協会
後援：FDMA 住民とともに 総務省消防庁 Fire and Disaster Management Agency 経済産業省 資源エネルギー庁

SS側とタンクローリー側の **相互立会い** が消防法で義務付けられています。

CHECK!

コンタミやオーバーフロー等の重大事故を防ぐために、立会者とローリー乗務員の相互立会いによる相互確認を徹底しましょう。

重要

事故を未然に防ぐための給油所における義務として、消防法や消防庁からの通知において、給油所の危険物取扱者の荷卸し立会いを規定しています。

消防法第13条第 3 項

製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

※消防庁通知によれば、荷卸しをする給油取扱所とタンクローリーの所有者が異なる場合は、当該給油取扱所とタンクローリーそれぞれの危険物取扱者が取扱い作業を行わなければならないとしています。
（昭和51年12月 7 日　消防危第111号通知）

平成29年12月28日　消防危第244号通知（抜粋）

単独荷卸しを行う場合を除き、給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業に際して、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者の双方が立ち会うことを徹底すること。

平成17年10月26日　消防危第245号通知第 5（抜粋）

予防規程を変更せず（立会荷卸しを行う予防規程のまま）又は単独荷卸し実施規程を作成せずに単独荷卸しを行っている状況を確認した場合には、危険物保安監督者に対し、即座に単独荷卸しを中止するよう指導されたいこと。（中略）
度重なる指導によっても改善がみられない等のケースについては、消防法に基づく危険物保安監督者の解任命令、危険物施設の使用停止命令等の措置を検討すること。

● 揮発油販売事業者には、「品確法」により品質確保の義務も課されています。（品確法第13条～ 17条）